# 令和６年 プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、**①対応の迅速化**、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和６年５月）。

## 改正内容

**大規模プラットフォーム事業者**※１に対して、以下の措置を義務づける。

※１　迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない**一定規模以上等の者**。

### ①　対応の迅速化　（権利侵害情報）

- 削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

### ②　運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**※２**の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める**。

※２　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

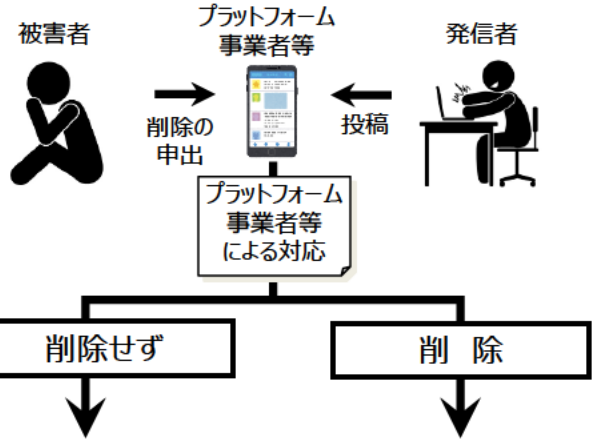
## 施行日　令和７年４月１日（火）

# 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」**と発信者の**「表現の自由」**という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

## ①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化




**被害者に対する責任**

第３条第1項

①権利が侵害されているのを知っていたとき
又は
②これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき

**以外は免責**

**発信者に対する責任**

第３条第２項

①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき
又は
②発信者に削除に同意するか照会したが７日以内に反論がないとき

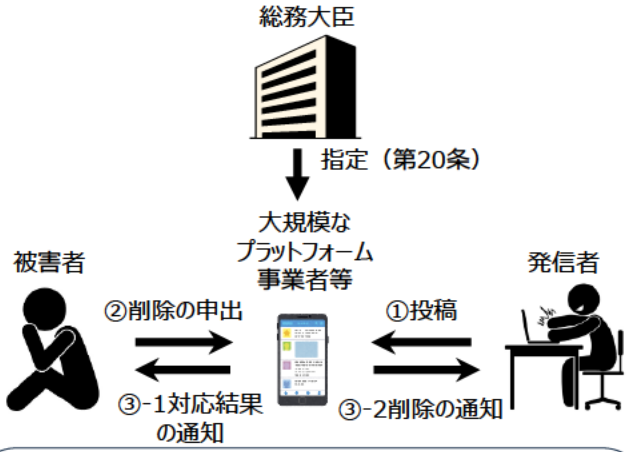
**は免責**

## ②発信者情報の開示




- 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定（第５条）
- 元来２回の手続を要する発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする裁判手続（非訟事件手続）を規定（第８条～）

## ③大規模なプラットフォーム事業者等の義務（R7.4.1施行）




**削除対応の迅速化（権利侵害情報に限定）**

- 削除申出窓口の整備・公表（第22条）
- 削除申出への対応体制の整備（第24条）
- 削除申出に対する判断・通知（第25条）

※自ら定めた削除基準に基づき、削除するかしないかを事業者自身が判断。申出者に７日以内に通知。

**運用状況の透明化**

- 削除基準の策定・公表（第26条）
- 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- 運用状況の公表（第28条）